

こうりゆう

～酒田市中小企業共済会会報～

NO. 9 発行日 平成23年3月



【深まる交流】 親睦交流事業 ボウリング大会開催!!

去る一月二十二日(土)「大成ボウリングセンター」にて、親睦交流事業のボウリング大会を開催しました。ボウリング大会は、冬場の運動不足の解消と会員相互の交流を目的としたものです。山本会長の「ゴールデンボールによる始球式でプレー開始。白熱した戦いの中、見事ストライク!!や、思わず「グーター...と、珍プレー好プレーに大変盛りまりました。またボウリング大会後の懇親会(ル・ポットフー)では、山本会長の挨拶の後に田越副会長の乾杯で開宴。美味しい料理や飲み物を堪能しつつ、ボウリング談議に花を咲かせたり、先輩方から貴重なお話を伺ったりと、職場や世代を超えて和気あいあいとした楽しい交流の場となりました。大会の表彰式では、団体戦、個人戦に分けて表彰。なんと個人戦メンズ部門では見事(株)平野新聞舗の田村さんが二連覇を達成されました。参加者の方からは「次回も参加したい。楽しかった。」との声をいただきました。

「事務の手引き・退会手続きについて」 続きについて

会員が退会されるとき、入会の際に出資した全労済の出資金百円が戻ってきます。返還には申請が必要で、会員個人の口座に直接全労済より振込まれます。慶弔金の申請の際と同様に評議員の代理手続きとなります。全労済への申請書は事務局にありますので、ご連絡ください。

※左記の用紙に必要事項を記入して事務局まで返信していただくこととなります。

注:農協以外の金融機関をご記入ください。

事業活動開催経過(’10年9月～’11年2月)

日程	内容 / 場所
10/7(木)	第17回理事会 連合山形酒田飽海地協労働センター
12/3(金)	第18回理事会 だるま寿司
1/22(土)	ボウリング大会(親睦事業) 大成ボウリング/ル・ポットフー

会員の皆様から、アイデアを募集します。ディアを募集します。「こんな事してみたい。」「こういうのがあると良いんだけど。」などなどご要望・ご意見などご意見ありましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。お待ちしております。

アイデア 募集中心!!

【加入促進にご協力ください】

2月末現在、本会の会員数は93事業所664名です。昨今、景気悪化による事業縮小など、厳しい状況が続いております。事務局でも企業訪問等による加入促進を進めてまいりますが、口コミによる勧誘が一番効果的ですので、皆様からも会員拡大にご協力をお願いいたします。別途PRチラシがございますので、必要な方は事務局までご連絡ください。

■お問い合わせ・入会のお申込みは(事務局)

酒田市中小企業共済会

〒998-0858 酒田市緑町19番10号 労働センター内

TEL&FAX 0234-43-0743

URL <http://www.y-sck.jp>

E-mail sck@bz03.plala.or.jp

慶弔共済証明書の用紙 が変更になりました。

酒田市中心企業共済会共済金
給付申請書と共に提出していた
だいておりました『慶弔共済証明
書』が一月より『総合(慶弔)共済証
明書』に変更になりました。記入
方法について変更はございません
。今後は新しい証明書用紙をコ
ピーをしてお使いください。

なお『総合(慶弔)共済証明書』に

- ・ 銀婚祝金
- ・ 子の就学祝金(高校・大学)
- ・ 勤続祝金
- ・ 退職饞別金

の記入欄がございますが、本会で
加入しているD・A2型では適用
となりませんのでご了承ください
。

記載内容など不明な点がござ
いましたら、お手数ですが事務局
までお問い合わせください。

※今までの証明書は二月二十
八日までの使用となります。

こちらは、事務局の証明になりますので、記載は不要です。

変更届に会員本人の印 鑑が必要になりました。

氏名・住所等が変更になった場合
「酒田市中心企業共済会変更届出書」
を提出していただき、事務局で全労
済の書類に代筆して提出してありま
した。今までは、印鑑が要らず提出し
ておりましたが、昨年十二月より会
員本人の印鑑が必要になりました。
変更届を提出いただいた際、印鑑
をいいただきお伺いすることがござ
います。しばらくは、この形で対応さ
せていただきますと思います。お忙
しいところ大変ご面倒をおかけいた
しますが、宜しくお願いいたします。

証明書の用紙が
新しくなりました。



人間ドック受診助成 制度受け付け中です。

●人間ドック受診助成 (健康事業)

自分の健康管理は意外に後回しに
なりがちです。この機会に人間ドッ
クを受診してみませんか？

まだ、予算枠に余裕があります。
三十五歳以上の会員が人間ドック
を利用した場合、費用の半分(上限一
万円、千円未満の端数は切り捨て)を
助成しております。事前の申請が原
則ですが、申請と同時に領収書の添
付があれば、受診後三十日を過ぎた
場合でも受け付けいたします。申請
がまだの方は、是非ご利用ください。
なお、健康組合等他の団体より助
成が受けられる場合でも支払済の領
収書(写)の額で助成を査定いたしま
す。

他の助成団体と重複していても領
収書の半分(上限一万円、千円未満
の端数は切り捨て)で助成いたしま
すので申請をお待ちしております。



忘れていませんか？

●共済給付金 (共済給付金事業)

共済金の請求は、昨年四月から取
り扱いが変わり、これまでは共済事
由が発生してから二年以内の請求期
間でしたが、請求期間が延長され三
年以内となりました。
春は新入学など新しい生活のスタ
ートとなる季節です。共済金の該
当する方は、事業所の評議員へお申
込みいただくか、事務局までお問い
合わせください。

〈共済給付金の対象例〉

- ・ 結婚祝金
- ・ 出生祝金
- ・ 就学祝金(小・中学校)
- ・ 傷病見舞金
- ・ 死亡弔慰金(親・子・配偶者)
など



社内の交流、 家族旅行に!!

●施設利用助成 (リフレッシュ事業)

歓送迎会や社員旅行で共済会の施
設利用補助券を利用してみません
か？

契約施設等で宿泊する場合に利用
でき、一泊二日を原則として会員一人
につき一千元を助成しております。
契約施設の中には、県外の新潟もご
ざいます。
社員旅行はもちろん、家族旅行でも
会員と同伴に限り、3親等まで一人一
千円の助成の対象になります。
近場でのんびり、ちよつと遠出して
リフレッシュ。この機会に、是非ご利用
ください。

なお、社員旅行など多数でご利用に
なる場合は、別紙もございます。
契約施設や申請など詳しくは、事務
局にお問い合わせください。

